

附属書九（第十二章関係） バングラデシュのための経過期間

1 この附属書の規定の適用上、

(a) 「経過期間」とは、その満了の前までにバングラデシュが第十二章の特定の規定を完全に実施しなければならぬ期間をいう。

(b) 年数（例えば、「十年」）は、この協定の効力発生の日に開始するバングラデシュの経過期間を示す。

2 バングラデシュは、次の表に定めるところに従い、特定の規定の実施を、それぞれ対応する経過期間が満了するまでの間、遅らせることができる。

特定の規定	経過期間
第十二・四条（多数国間協定） 2 (a)（特許協力条約に関する規定）	十年（一回に限り、五年の期間延長することができる。）

第十二・四條（多数国間協定） 2 (b)（マドリッド議定書に関する規定）	十年
第十二・四十三條（植物の新品種）	十年
第十二・四十四條（不正競争からの効果的な保護）	十年（一回に限り、五年の期間延長することができる。）
第十二・四十五條（ドメイン名）	十年（一回に限り、五年の期間延長することができる。）
第十二・五十二條（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）及び 2	十年（一回に限り、五年の期間延長することができる。）
第十二・六十三條（刑事上の手続及び刑罰） 2	十年（一回に限り、五年の期間延長することができる。）